

日仏修好通商条約、その内容と フランス側文献から見た交渉経過（5） ～日仏外交・通商交渉の草創期～

在フランス日本国大使館参事官 有利 浩一郎

今回は、日仏修好通商条約第16条から第22条まで及び同条約に付された貿易章程第1則及び第2則について、フランス外務省外交史料館所蔵の仏文（筆者に

よる現代語仮訳）、カタカナ文、漢字かな混じり文を元に解説することとしたい（仏文原文は条約本文を本文末に掲載し、貿易章程の分は次回に掲載）。

4 日仏修好通商条約の内容

（17）第16条

【仏文（現代語仮訳）】

第16条

フランス船舶が遭難し若しくは日本帝国の海岸に漂着し又は日本皇帝陛下の領土内における港に避難場所を求めざるを得なかったときは、その事実を知った権限ある日本の当局は、直ちに当該船舶に可能な限りすべての援助を与えるものとする。船上の者は、温情をもって取り扱われるものとし、必要な場合には、最も近いフランス領事館に赴く手段を当該者に対し提供するものとする。

【カタカナ文】

第十六条

フランスノ フ子 ナンセン マタハ ナンプウニアヒ ニツボンノヂニ ヘウチヤク イタシタルコトヲ ニツボンノヤクニン ウケタマハリタルセツハ ナルタケ ソノヒトビトヲ タスクベシ ソノヒトビトヘ フビンヤクハヘ ナルタケ ソノモヨリノ ミナトニナル フランスコンシユルノ トコロヘ オクルベシ

【漢字かな混じり文】

第十六條

佛蘭西船難船又は難風に逢日本の地に漂着いたしたるを日本役人承はらは成丈其人々を救ひ覆慰を加へ最寄の港にある佛蘭西コンシユルへ送るへし

第16条は、フランス船舶が遭難し、日本の海岸に漂着し、又は日本の港に待避した場合に、日本の当局が、当該船舶に出来る限りの援助を与え丁寧に取り扱い

うこと、最も近いフランス領事館への移送を行うことを定めている。日英条約第12条に同様の規定がある。

（18）第17条

【仏文（現代語仮訳）】

第17条

フランスの軍艦の使用に供する用品は、神奈川、箱館及び長崎において陸揚げし、かつ、フランス政府の雇用者の警備の下、関税を支払う必要なく、陸上の倉庫に置かれることができる。しかしながら、当該用品が、日本人又は外国人に対して売却された場合は、その取得者が、当該用品に適用される関税の金額を権限ある日本の当局に対し支払うものとする。

【カタカナ文】

第十七条

フランスノ イクサブ子ニ ゴクシタル カンヨウノ シナジナハ ウンジャウナシニ ハコダテ ナガサキ ナラビニ カナガハノクラニ イレオキ フランスノヤクニン バンライタスベシ モシ ソノシナ ニツボンニテ ニツボンジン マタハグワイコクジンヘ ウルセツハ ソレヲ カヒトリタル ヒトヨリ ホカシナトドウヤウニ ニツボンヤクニンヘ ウンジャウヲ イダスベシ

【漢字かな混じり文】

第十七條

佛蘭西の軍艦に属したる肝要の品々は運上なく神奈川並に箱館長崎*1の庫に入置佛蘭西番人守るへし若其品日本人又は外國人へ賣拂ふ時は買取たる人より外品同様日本役所へ運上を出すへし

第17条は、フランス軍艦の用品は関税支払なしに陸揚げしフランス側警備の倉庫に保管できる一方、用品売却の場合には買入者が日本の税関当局に必要な関

税を支払うことを定めている。日米条約第4条、日英条約第11条、日露条約第10条に同様の規定がある。

(19) 第18条

【仏文（現代語仮訳）】

第18条

日本人がフランス臣民に対して返済すべきものを支払わず又は不正に身を隠したときは、権限ある日本の当局は、当該日本人を裁判に召喚し、かつ、その債務の返済を得るために、当該当局に属するすべてのことを行うものとし、また、フランス臣民が不正に身を隠し又は日本人に対してその債務を支払わなかったときは、フランスの当局は、当該不正実行者を裁判に召喚し、かつ、当該者にその負債を支払わせるために当該当局に属するすべてのことを行うものとする。

フランスの当局及び日本の当局のいずれも、フランス人又は日本人によって負われた債務の支払の責任を有しない。

【カタカナ文】

第十八条

ニツボンノヒト フランスノヒトヨリ シヤクセンヲオヒ ハラハズシテ シュツボン イタシタルセツハ ニツボンヤクニン ギンミイタシゼヒ ハラハズベシ フランスノヒト ニツボンノヒトヨリ シヤクセンヲオヒ ハラハズシテ シュツボン イタシタルセツハ フランスコンシユル*2 ギンミイタシ ゼヒ ハラハズベシ○ ニツボンノヒト フランスノヒトヘシヤクセン アルトモ フランスノヒト ニツボンノヒトヘ シヤクセンアルトモ フランスト ニツボンノ ヤクニンヨリ ツクナフコトナシ

【漢字かな混じり文】

第十八條

日本人佛蘭西人よりの借財を拂はすして出奔いたしたる節は日本役人吟味いたし拂方いたさすへし佛蘭西人日本人よりの借財を拂はすして出奔いたしたる節はコンシユル吟味いたし拂方いたさすへししかし双方役人より其借財を償ふ事は成さゝるへし*3

第18条は、日本人がフランス人に対し返済を行わない場合、日本の当局がその日本人を召喚し債務を返済させるべく措置を講ずるものとし、フランス人が日本人に対して返済を行わない場合、フランスの当局がそのフラン

ス人を召喚し債務を返済させるべく措置を講ずるものとしている。一方で、両当局とも、これらフランス人又は日本人が負っている債務の肩代わりの責任を負わないとも規定している。日英条約第7条に同様の規定がある。

(20) 第19条

【仏文（現代語仮訳）】

第19条

この条約が発効した日から、日本皇帝陛下によって他のすべての国の政府又は臣民が保証されており又は今後保証されることになるすべての特権、免除及び利益は、フランス政府及びその臣民もまたこれを自由に享受することをここに明確に規定する。

【カタカナ文】

第十九条

コノノチ ニツボンヨリ グワイコクノヒトヘ ナニテモ リエキヲアタフレバ フランスノセイフ マタハ フランスノヒトニモ ドウヤウニ リエキヲ アタフベシ

【漢字かな混じり文】

第十九條

以後何事にても外國人へ免許したる事は佛蘭西政府又は佛蘭西人へも同様に免許あるへし

*1) 日本の条約集（締盟各国条約彙纂第一編301頁）では「長崎箱館」と、フランス外務省外交史料館所蔵の漢字かな混じり文の条文とは順番が逆である。ちなみに、仏文、蘭文も「箱館長崎」となっている。

*2) フランス外務省外交史料館所蔵のもう一通のカタカナ文は「フランスノ コンシユル」と規定。

*3) 日本の条約集（締盟各国条約彙纂第一編302頁）では「為さゝるへし」の字が用いられている。

第19条は、日本政府が他の国に認めた待遇はフランスにも認める、いわゆる最恵国待遇を定めている。ただし、日本のみの片務的義務であるため、不平等条約の一要素となっている。仏文は、他の国の政府又は国民に「今後認められる待遇」及び「既に認められている待遇」をフランスの政府又は国民にも認めるべき旨を規定しているが、カタカナ文・漢字かな混じり文、蘭文では「今後認められる待遇」のみを規定し、既に認められている待遇の取扱いを規定していないこ

とから、両者が食い違っている。この点についても⁴(8)で述べた第7条と同じく、デュシェヌ＝ド＝ベルクール駐日フランス総領事が幕府に対し申入れを行い、1859年10月17日、日仏条約第19条の文意は日英条約第23条と同じとの宣言（証書）を日仏間で合意し、「今後認められる待遇」のみならず「既に認められている待遇」についてもフランスに対して認めることに確定させている。日英条約第23条、日露条約第16条、日蘭条約第9条に同様の規定がある。

(21) 第20条

【仏文（現代語仮訳）】

第20条

両締約国のそれぞれは、1872年8月15日より、又はそれ以後、経験上必要性が生じた改正の実施又は修正条項の追加のために、一年前にもう一方に通知した後に、この条約の見直しを求めることができる。

【カタカナ文】

第廿条

一千八百七十二年八月十五日 マタハ ソノノチ ニツポンノセイフヨリカ フランスノセイフヨリカ イチ子ンマヘニ シラセオキテ コノタビ トリキハメ オキタル デウヤクノ ウチ アラタムルコトアラバ ダンパンノウヘニテ アラタムベシ

【漢字かな混じり文】

第二十條

今より凡十四ヶ年の後に至り此取極たる條約の内改むる事あらは日本政府又は佛蘭西政府より一年前に知らせ置双方談判の上改むへし

第20条は、日仏条約の改訂手続を定めており、1872年8月15日以後、1年前に日仏の一方の政府から他方の政府に通知を行った上で、条約の改訂交渉を行うことができると定めている。なお、これは、第

22条に定める条約の発効日1859年8月15日の13年後（条約署名時から数えると約14年後）に当たる。日米条約第13条、日英条約第22条、日露条約第15条、日蘭条約第10条に同様の規定がある。

(22) 第21条

【仏文（現代語仮訳）】

第21条

フランス人民皇帝陛下の外交官が日本の当局に対して行うすべての公式の連絡は、今後、フランス語により書かれるものとする。ただし、業務の迅速な遂行を容易にするため、当該連絡及び日本におけるフランス領事の連絡には、この条約の署名から5年の期間は、日本語の翻訳を付すものとする。

【カタカナ文】

第廿一条

フランスノミニストル ナラビニ コンシユルヨリ ニツポンヤクニンヘ シヨメンニテ カケアヒゴト アラバ フランスゴニテ カケアフヘシ ニツポンニテ ナニゴトモ スミヤカニゲスタメニ ゴ子ンノ ウチハ バンジ ニツポンゴ ナラビニ フランスゴニテ シタタムベシ

【漢字かな混じり文】

第二十一條

佛蘭西ミニストル並コンシユルより日本高官へ書面にて掛合ふ^{*4}事あらは佛蘭西語を以てすへし 日本にて速に解する為に五年の間は都て日本語並佛蘭西語にて認むへし

^{*4} フランス外務省外交史料館所蔵のもう一通の漢字かな混じり文及び日本の条約集（締盟各国条約彙纂第一編303頁）では「懸合ふ」の字が使われている。

第21条は、フランスの外交官が日本側に提出する書簡の言語はフランス語としつつ、条約署名から5年間はフランス語に加え日本語でも提出することを定めたものである。**3** (2) の注9のとおり、日英条約交渉時に、日本側から、「5年もらえれば、自分たちはイギリス側と書簡のやりとりをするのにかなり十分な

能力を有するようになるだろう」から英語を公式書簡の言語とすることで構わない、と発言し、日英条約第21条に日本側に提出する書簡の言語を英語とすることを規定した経緯があり、日仏条約の第21条はその規定をなぞったものであろう。日米条約、日露条約、日蘭条約にはこうした規定はない。

(23) 第22条

【仏文（現代語仮訳）】

第22条

この平和友好通商条約は、フランス人民皇帝陛下及び日本皇帝陛下によって批准されるものとし、その批准書の交換は、署名の日に続く年の間に江戸において行われるものとする。

この条約の署名時にフランスの全権委員は日本の全権委員に対してこの条約のフランス語の条文を二通手交し、かつ、日本の全権委員はフランスの全権委員に対して日本語の条文を二通手交することを、両締約国間で合意する。この四通の書類は、意味及び適用範囲は同じであるが、いずれの側においてもオランダ語が容易に理解され得ることを踏まえ、さらなる正確性のため、それぞれの条文にその正確な翻訳であるそのオランダ語版を付することについて合意し、かつ、フランス語及び日本語の同じ条について異なる解釈が与えられたときはオランダ語版に拠ることについて合意する。

オランダ語版は、いかなる場合でもその内容において、最近日本によってアメリカ合衆国、イギリス及びロシアとの間で締結された条約の一部をなすオランダ語版の条文と異なることはないことに合意する。

批准書の交換が1859年8月15日より前に行われなかったときであっても、この条約は同日から効力を有する。

以上の記載を証して、それぞれの全権委員は、この条約に署名し、かつ、押印した。

年号安政の5年いわゆる馬の年の9月3日にあたる1858年10月9日に、江戸において作成した。

印 署名（グロ男爵のもの）

花押（水野筑後守のもの）

花押（永井玄蕃頭のもの）

花押（井上信濃守のもの）

花押（堀織部正のもの）

花押（岩瀬肥後守のもの）

花押（野々山鉦藏のもの）

【カタカナ文】

第廿二条

コノデウヤクノ ホンシヨハ フランスノクワウテイ ミヅカラ ナヲシルシ インヲオシ ニツボンノ タイクン オクイン イタシ イマヨリ イチ子ノウチニ ニツボンノエドニオイテ フランスノシセツト ニツボンノ カウクワント トリカハ スベシ〇 コノデウヤクハ ニツボンヨリハ ワブンニ カタカナヲ ソヘ フランスヨリハ フランスブンニ ニツボンノ カタカナヲ ソヘ ソノブンイハ イヅレモ ドウヤウニテ チガヒナシトイヘドモコノウヘ ナホアキラカニスルタメ ソウ ハウヨリ オランダゴヲ ソヘタリ ソノオランダゴハ ニツボン ナラビニ フランスニ オイテモ ゲスモノアルユエ モ シ ゲシカタキ トコロアラバ コノオランダゴヲ モツテゲシ ソレヲ ショウコトスベシ ソノオランダゴノ ブンイハ アメリカ エゲレス ナラビニ ロシヤヨリ サシダシタル オランダノブンイトドウヤウナリ モシ 一千八百五十九年八月十五日 マデ フランスノシセツ エドヘマキラズトモ コノデウヤクハ ソノヒヨリ モチウヘシ〇 コノショウコノタメ リヤウコクノゼンケン コノカリデウヤクニ ナヲシルシ インヲ オスモノナリ

一千八百五十八年十月九日 日本安政五戊午年 九月三日*5 アタル コノヒ エドニオイテナセリ

花押（水野筑後守のもの）

花押（永井玄蕃頭のもの）

花押（井上信濃守のもの）

花押（堀織部正のもの）

花押（岩瀬肥後守のもの）

花押（野々山鉦藏のもの）

印 署名（グロ男爵のもの）

*5) フランス外務省外交史料館所蔵のもう一通のカタカナ文では「九月三日ニ」となっている。

【漢字かな混じり文】

第二十二條

此條約本書は佛蘭西皇帝自ら名を記し印を押し日本大君奥印して今より後一年の内に佛蘭西使節と日本委任の役人と江戸において取替はすへし

此條約は佛蘭西にては佛蘭西語を用ゐ日本の片かなを添へ日本にても和文を用ゐ片かなを添へし其文意はいつれも同様なれともなほ兩國にて通する和蘭語の訳文を双方より添たりもし條約に解かたき事あらは其蘭文を以證とすへしこの文は魯西亜英吉利亜墨利加條約に添たる和蘭陀語訳文と同義なり

安政六末年七月十七日 西洋紀元一千八百五十九年八月十五日 に至りて本書取替はせ済すとも此條約の趣は其日より執行ふへし其証據の爲安政五午年九月三日江戸において前に載たる兩國の全権此條約に名を記し調印するもの也

水野筑後守 花押

永井玄蕃頭 花押

井上信濃守 花押

堀織部正 花押

岩瀬肥後守 花押

野々山鉦藏 花押

印 署名（グロ男爵のもの）

第22条は、条約批准の手續及び時期、条約上の言語の取扱い、条約の発効時期等を定めており、日米条約第14条、日英条約第21条及び第24条、日露条約第17条、日蘭条約第10条に同様の規定がある。

まず、条約の批准は、フランス皇帝と日本の將軍（仏文では日本皇帝）が行うとされ、批准書の交換は、条約署名日の1858年10月9日に引き続く1年の間に江戸で行うとされている。ただし、仮に1859年8月15日より前に批准書の交換ができなくても、同日から条約が発効すると規定している。なお、条約の発効日が8月15日となっているのは、**3** (4) で述べた通り、この日が皇帝ナポレオン一世の誕生日であり、ナポレオン三世の第二帝政下で国民的祭日となっていたためである。次に、条約文についてであるが、条約署名時、フランス側は仏文2通、漢字かな混じり文2通、カタカナ文2通及び蘭文2通を持ち帰り、日本側は仏文2通、漢字かな混じり文2通、カタカナ文2通及び蘭文1通を持ち帰ったものの^{*6}、仏文上は、仏文2通をフランス側から日本側に渡し、和文2通を日本側からフランス側に渡し、それぞれ蘭文を添えるとのみ規定している。一方で、カタカナ文及び漢字かな混じり

文は、

（ア）フランス側では仏文にカタカナ文を添え、

（イ）日本側では漢字かな混じり文にカタカナ文を添え、

（ウ）さらに日本、フランスの両国で通じる蘭文を日本側、フランス側の両方で添える

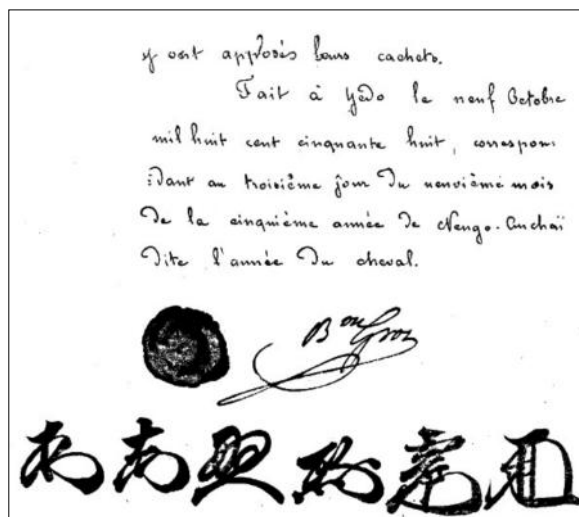
と規定しており、あたかもカタカナ文が両国で共有しうる言語として位置づけられ、それに加え蘭文を付すこととしたかのように見える。カタカナ文及び漢字かな混じり文がこう規定した背景には、フランス側が提示したメルメ＝カション神父翻訳のカタカナ文をベースに条約交渉が行われたことがあると思われる^{*7}。

その上で、第22条では、日本語・フランス語の両方の条文の意味・適用範囲は同じとしつつも、解釈不一致時は第三国言語の蘭文版によると明記している。日米条約・日英条約でも蘭文版を正本とみなすべしと規定しているが、いずれにせよ、この点は、幕府が、オランダ語以外の外国語に通じていなかったという事情があったとはいえ、当時の状況下において^{*8}、条約の言語面の対等な取扱いの明確化に成功したとして、もっと評価されてよいと思われる。

*6) 江戸会議第6回協議議事録（前掲アンリ・コルディエ著「フランスの日本との最初の条約」72頁）及び「佛國使節ト假條約締結ニ關スル水野筑後守ノ日記」（幕末維新外交史料集成第四巻（外務省蔵版・維新史學會編纂）466頁）。

*7) 同464頁の「佛國使節江戸到着ニ關スル外國奉行支配向書翰ノ抜書」には「日本通詞はオウザンと申三拾壹歳にて和語はヒュスケンノ十段もよろしく御座候都而應接等蘭英と斷佛語か和語にて御懸合被下候様申出候間首尾ともに和語二而應接相濟申候」（＝日本語通訳はウジェヌ〔メルメ＝カション神父の名で日本側にはオウザンと聞こえた〕と名乗り、31歳で日本語は（米通訳）ヒュスケンより十倍も良く、全ての応接等はオランダ・イギリス同様フランス語か日本語で行って下さいと申し出つつも最初から最後まで日本語で応接が済んだ）とあり、日本側はメルメ＝カション神父の日本語能力を高く評価していた。

*8) 例えば、**3** (6) の注35で述べた通り、（アロー戦争で戦いを優勢に進めた）フランスがグロ男爵の全権の下、清との間で1858年6月27日に締結した天津条約第3条は、中国語文と仏文の間で解釈の不一致がある場合、仏文が優先されると規定している。また、時期はやや下るが1886年6月4日締結の韓仏修好条約第12条は、漢文と仏文の両方とも同一の意味を有するとしつつ、解釈不一致時は仏文が優先されると規定している。なお、1856年8月15日締結のフランスとシャム王国の間の平和通商航海条約第23条では、解釈不一致時の取扱いに定めず仏文とシャム語文の両方を正文と定めている。



仏文（左）と蘭文（右）による日仏修好通商条約本文の最終頁

5 日仏修好通商条約に付された貿易章程の内容

4 (10) で見た通り、日仏条約第9条は、貿易章程は日仏条約の不可欠な一部をなすとして、日仏両国は貿易章程についても履行義務を負うことを定めている。この貿易章程は、仏文では貿易規則、カタカナ文では交易規則、漢字かな混じり文では税則との名称が付され、船の出入港時の手続などの税関規則や（協定）関税率について規定している。

なお、2 (6) で述べた通り、1858年10月1日の条約交渉会議第4回協議において、貿易章程について

は、フランス側の「日英条約の貿易章程の和文を文字通りに採用」という提案を日本側が受け入れた経緯があり、日仏条約の貿易章程（漢字かな混じり文）は、国名や罰金額の通貨単位を除き、日英条約の貿易章程（漢字かな混じり文）とほぼ同一の文言となっており、条数構成も同じである。なお、日米・日露・日蘭の各条約の貿易章程も条数構成は同じであるため、以下、日仏条約の貿易章程の各規定に他の4カ国の条約のどの規定が対応するかの説明は割愛する。

(1) 表題及び第1則

【仏文（現代語仮訳）】

貿易規則 第1則

日本のフランス貿易に開かれた港の一にフランス船舶が到着してから48時間以内に、当該船舶の船長は、フランス領事にすべての船舶書類、船荷証券などを預けたことを証明する当該領事からの受取証を日本の税関に提出するものとし、その上で、船長は、税関に対し、当該船舶の名称、及び出港した港の名称、そのトン数、その船長の名、乗船している場合は旅客の名及びその乗組員を構成する者の数を知らせる書面による申告を提出しつつ、当該船舶の入港を通知するものとする。

当該申告は、船長により真正であることを証され、かつ、署名されるものとする。船長は、同時に、その積荷の目録を、当該積荷を構成する荷物の数^{*9}及び記号、船荷証券において詳述されているとおりの荷物の内容を示し、当該荷物の宛名人の名を伴った上で、提出するものとする。当該目録には、船舶の備蓄品の一覧を添付するものとする。船長は、当該目録は、すべての船荷及び船舶備蓄品の正確な記述を含むことを証し、かつ、自らの名を署名するものとする。

目録において誤りがあったことを認識したときは、（日曜日を除き）24時間以内に、いかなる罰金をも支払わされることなく修正を行うことができるが、当該期間を経過した後に、目録において変更又は遅延申告がなされた場合には、違反者に対して81フランの罰金を科する。

目録において届け出られなかったすべての商品は、その陸揚げの際、二倍の税を支払うものとする。

フランス商船の船長であって日本税関に対してこの規則の定める時間内にその船舶の入港の通知を怠ったものは、行うべき申告について生じた遅延一日ごとに324フランの罰金を支払うものとする。

*9) 日英条約貿易章程の英文は the marks and numbers of the packages (荷物の記号及び番号)、日英条約貿易章程及び日仏条約貿易章程のいずれの蘭文も de merken en nummers (現在のオランダ語では nummers) der pakken (荷物の記号及び番号)、日英条約貿易章程及び日仏条約貿易章程のいずれの和文も「記号及び番付」と規定している。一方で、日仏条約貿易章程の仏文は le nombre et la marque des colis (荷物の数及び記号) と規定し、「荷物の番号」ではなく「荷物の数」となっている。この食い違いが生じた原因は、フランス側が、日英条約の貿易章程を日仏条約の貿易章程に訳した際「番号」と「数」のいずれの意味も有する英語の number をフランス語の numéro (番号) でなく nombre (数) に訳してしまったことにあるのではないかとと思われる。なお、この条以降も、同様の食い違いが見られる。

【カタカナ文】

カウエキ キソク

ニツポンニ オイテ フランス カウエキヲ ナス キソク

第一ノ キソク

フランスノフ子 ニツポンノミナトニ ツイテノチ 四十八トキ ニツポンノジフシトキニアタル ノウチ 「ニチエウビヲ ノゾキ」カビタイン マタハ センドウヨリ ニツポンノ ウンジャウ ヤクシヨノ ヤクニンヘ フランス コンシユルノ ウケトリガキヲ シメスベシコレハ フ子ノ モクロク オクリジャウルキヲ フランス コンシユルノ トコロヘ アヅケタル コトヲ シルシタルモノナリ ○ソノウヘ カキツケヲ サシダシテ ソノフ子ノ サシダシヲ ナスベシ コレハ フ子ノナソノフ子ノ イデキタリタル ミナトノナ トンノカズ カビタイン マタハ センドウノナ リヨカクノナ 「コ、ニアラバ」ナラビニ ソノフ子ノ ノリクミノ ニンズヲ カキタル モノニシテ コノカキツケハ マコトノ カキツケナルコトヲ カビタイン マタハ センドウ キハメ ソノナヲ シルスベキモノナリ ○コレト イチドウニ ソノ ツミニモツノ コクシヨヲ アヅクベシ コレハ ツ、ミノ シルシ バンヅケ ソノイリカヲ オクリジャウニ カキタルトホリニ シルシ ナラビニ ソノシナモノ、 サシムケサキノヒト マタハ ヒトビトノナヲ シルシタルモノナリ ○フ子ノ ヨウイジナノ モクロクガキハ コクシヨヘソフベシ ○カビタイン マタハ センドウ ソノコクシヨハ ソノフ子ノ スベテノ ツミニモツ ナラビニ フ子ノ ヨウイジナノ マコトノ カキツケナルコトヲ キハメ コレニ ソノナヲ シルスヘシ ○コクシヨノウチニ ミダシタル サウキハ 二十四トキ ニツポンノジフシトキニアタル ノウチニ 「ニチエウビヲ ノゾキ」チンギンヲ イダサズシテ アラタムベシ ○シカシ コノキゲンノノチニ アラタメ カフルコトアルカ マタハ ソノトキニ オクレテ コクシヨニオイサシダシ イタスニツキテハ 八十一フランクノ チンギンヲ ハラフベシ コクシヨノウチニ ノセザル スベテノシナ コレヲ ヲカニ アグルトキハ ニヂユウノ ウンジャウヲ ハラフベシ ○カビタイン マタハ センドウ コノキソクニ シメシタルトキノウチニ ニツポン ウンジャウヤクシヨヘ ソノフ子ノ ミナトイリノ テカズヲ オコタラバ カクノゴトク ソノフ子ノ ミナトイリノ テカズヲ オコタル イチニチゴトニ 三百二十四フランクノ クワレウヲ ハラフベシ

【漢字かな混じり文】

税則

日本開きたる港において佛蘭西商民貿易の章程

第一則

日本開港の場所へ佛蘭西商船入港次第二十四時中 佛蘭西の四十八時但日曜日を除く^{*10} に船司又は頭立たる者より日本役所へ佛蘭西コンシユルの請取^{*11}の書付を差出すへし

此請取書は佛蘭西國の掟通認たる船目録其他の書類を佛蘭西コンシユルへ預けたる請取書なり

並に其者とも其船の差出書を出すへし

右は入津の船の名其船の仕出し場の港の名噸數船司或は頭立たる者の名乗來る旅人の名 乗組有の節は認入る 一船の乗組人數を認たるものにして書面の通相違なき旨を船司或は頭立たるもの奥書いたし證據として當人の名前を認入たるものなり

同時に其船積荷の告書を役所に預くへし

右は其荷物の記号並に番付且其入目斤數等を送狀に認し通に寫し荷物引受先の人々の名を記せるものなり

船中用意の品物の目録も告書へ加ふへし

但船中用意の品も書面の通り相違なき旨船司又は頭立たるもの奥書し其名前を記すへし

此告書の文面相違の廉十二時 佛蘭西の二十四時但日曜日を除く の中に心附き改るにおいては過料の沙汰に及はす若其期限後に至り書改る歟又は告書に書入れするにおいては八十一フランクの過料を日本役所へ納むへし

積荷惣^{*12}目録告書中に載さる品を陸揚するにおいては其品二重の運上を日本役所へ納むへし

船司或は頭立たるもの入港の手數納方前書の期限後、時は過料として一日毎に三百二十四フランクの過料を日本役所へ納むへし

第一則は、フランス船舶が貿易に開かれた港に到着した際の税関手続を定めている。船長はフランス領事が発給した船舶書類・船荷証券等の預り証を到着後48時間以内に税関に提出し、あわせて船舶名・トン数・旅客名等の申告、積荷目録の提出を行うことを定

めている。また積荷目録に誤りがあった場合、24時間以内に修正すれば罰金の支払いは不要だが、その後修正又は遅れて申告を行った場合は罰金を科すと規定している。また、目録に載っていない商品を陸揚げすると、関税が二倍になることが定められている。

*10) 「日曜日を除く」の表現は、フランス外務省外交史料館所蔵のもう一通の漢字かな混じり文、カタカナ文及び蘭文、さらには日米条約・日英条約・日蘭条約の貿易章程第1則にも規定されている一方、日本の条約集（締盟各国条約彙纂第一編305頁）の漢字かな混じり文及び仏文、フランス外務省外交史料館所蔵の2通の仏文には規定されていないという食い違いが見られる。

*11) フランス外務省外交史料館所蔵のもう一通の漢字かな混じり文でも「請取」の字が使われているが、日本の条約集（締盟各国条約彙纂第一編305頁）では「受取」の字が使われている。

*12) フランス外務省外交史料館所蔵のもう一通の漢字かな混じり文でも「惣」の字が使われているが、日本の条約集（締盟各国条約彙纂第一編305頁）では「総」の字が使われている。

(2) 第2則

【仏文（現代語仮訳）】

第2則

日本税関は、(軍艦を除き) 港に入港したすべての船舶にその職員を乗船させる権限を有する。

税関のすべての職員は、敬意をもって遇されるものとし、かつ、当該職員に対し与えることができるすべての便宜を与えられるものとする。

いかなる商品も税関の特別許可がある場合を除き、日の出前及び日の入後に陸揚げしないものとし、かつ、船倉及び船荷が収められている場所に通ずる船舶のその他の出入口は、日の入から日の出までの間の時間において錠による封印又はその他の封鎖の方法により日本の公務員により管理されるものとし、許可なく特定の個人が封鎖されるべき当該出入口の一を開き又は封印、錠若しくは日本税関の職員が封じたその他の封鎖を破壊した場合には、それぞれの違反ごとに324 フランの罰金を科しうる。

以上のとおり^{*13}、日本税関に適法に申告されずに、ある船舶から陸揚げされたすべての商品は、調査及び証拠が得られた後、没収されるものとする。

入港の目録において申告されていない価値ある商品を隠匿しつつ日本の収入を不正に減ずる意図を有して保有する商品の荷物は、没収される。

フランスの船舶がまだ開かれていない日本の港において密輸を行い又は商品を持ち込もうとしたときは、その商品は、日本政府において没収するものとし、当該船舶にはそれぞれの違反ごとに5400 フランの罰金を科する。

修理が必要な船舶は、そのために、その船荷をいかなる税も払うことなく陸揚げすることができる。このように陸揚げされたすべての商品は、日本の当局の管理の下に置かれ、かつ、倉庫保管、作業及び監視のためになすべきすべての支出は有償とする。ただし、その船荷の一部が売却される場合には、その譲渡される部分について、適法な税が支払われなければならない。

船荷は、いかなる税も払うことなく同じ港に停泊する他の船舶に積み替えることができる。ただし、すべての積み替えは、すべて、日本職員^{*14}の監視の下、税関当局が取引が善意である証拠を得た後、かつ、当該当局が積み替えの実施の許可を与えた場合に行われなければならない。

阿片の輸入は禁止とし、貿易を行うために日本に到着し、かつ、船内に3斤を超える阿片を有するすべてのフランス船舶は、この量を超える部分については日本当局による没収及び破壊に遭うものとし、アヘンの密輸を行い又は行おうとするすべての個人には、密輸の対象となる阿片1斤ごとに81 フランの罰金を科しうる。

【カタカナ文】

第二^{*15} キソク

ニツボン ヤクシヨハ ソノ ミナトウチノ フ子ゴトニ 「イクサフ子ヲ ノソキ」 ウンシヤウヤクニンヲ サシヲクコト
タウゼンナリ ○ スヘテ ウンジャウヤクニンヲ テイ子イニ トリアツカヒ ソノフ子ニテ ナルベキ サウオウノ ヨウ
ジヲ タツスベシ○ ヒノ イリテ イヅルマデノ アヒダハ ウンジャウヤクシヨノ ヤクニンヨリ ベツダンノ ユルシ
アル ホカハ フ子ヨリ シナモノヲ オロスベカラズ マタ デイリグチ ソノホカ スベテフ子ウチノ ニモツヲ イレタル
バシヨニ トホルトコロハ ヒノ イリテイヅルマデノ アヒダハ ニツボンノ ヤクニンヨリ コレニ インジャウ ソノ
ホカノ フウジモノヲ モツテ カタメオクベシ ○ モシ ニツボンノ ウンジャウヤクニンヨリ カクノゴトク カタメ
オキタル イリクチヲ タウゼンノ ユルシナシニ ヒラキ マタハ インジャウ ソノホカノ フウジモノヲ ヤブリ マタハ
トリノゾクヒト アラバ カクノゴトク オカシタル ヒトビト オカシタルゴトニ 三百二十四フランノ クワレウヲ
ハラフベシ

ニツボンノ ウンジャウヤクシヨニ タウゼンノ サシダシヲ イダサズシテ フ子ヨリ オロシ マタハ オロサント コ、
ロミタル シナジナハ コノタビ ツキニ サタメタルトホリニ トリオサヘ トリアゲニ オヨブベシ

ニツボン ヤクシヨノ シユナフヲ サマタゲン シユイニテ モクロクガキノ ウチニ ノセザル トコロノ アタヒアル
シナジナヲ ツ、ミシナノウチニ カクシアアラバ ソノ ツ、ミシナハ トリアグベシ

モシフランスノフ子 ニツボンノ ヒラカザルミナトニテ シナモノヲ カクシ アキナヒ マタハ カクシ アキナハント
コ、ロミシトキハ ソノスベテノシナヲ ニツボンノ ヤクシヨニ トリアグベシ ナラビニ ソノフ子 オカシタルゴトニ
五千四百フランノ クワレウヲ ハラフベシ

シユフクヲ イタスベキフ子ハ ソノツミニモツノ ウンジャウヲ ハラハズシテ ヲカニ アグベシ カクノゴトク ヲカニ
アゲタル スベテノシナハ ニツボンノ ヤクニン アツカリ オクベシ スベテ クラノカリチン シゴト ナラビニ バ
ンニンノタメ サウオウノ チンギンヲ ハラフベシ シカシモシ ソノツミニモツノ ヒトワケヲ ウリハラフトキハ カク
ノゴトク ウリハラヒタル ヒトワケニツキ サダメノ ウンジャウヲ ハラフベシ

ウンジャウヲ ハラハズシテ ツミニモツヲ オナジ ミナトノウチノ ホカノフ子ニ ウツスコトナルベシ シカシ スベテ
ホカノフ子ヘ ウツスコトハ ニツボンノ ヤクニンノ ケンブンニテ ウンジャウヤクシヨノ ヤクニンニ ソノシゴトノ
タツシキコトノ シラベ ジフブンニ トイテノチ ソノヤクニンヨリ ワタス ユルシガキヲモツテ イタスベシ

アヘンヲ モチワタルコトハ キンゼイユエ ニツボンニ カウエキニキタル フランスノフ子 アヘンノメカタ 三ギンヨリ
オホク フ子ウチニ モチヲルトキハ ソノヨブンハ ニツボンノ ヤクニン トリアグベシ

マタ アヘンヲ カクシアキナヒ マタハ カクシテ アキナハント コ、ロミルヒト マタハ ヒトビトハ カクノゴトク
カクシアキナヒ マタハ カクシ アキナハント コ、ロミタル アヘン ーキンゴトニツキ 八十一フランノ クワレウヲ
ハラフベシ

*13) カタカナ文、漢字かな混じり文、蘭文さらには日英条約貿易章程でも、「以下のとおり」となっており、仏文がci-dessous（以下）を誤ってci-dessus（以上）と規定したものと思われる。

*14) 普通に訳せば「日本人雇用者」。日仏条約本文第8条と同じく、仏文上「日本の公務員」と規定すべきだったと思われる。

*15) 「第二」の後に「ノ」が欠落している。

【漢字かな混じり文】

第二則

日本政府より其港内入津の船々 軍艦を除く に運上方改の役人乗組まする儀當然たるへし

乗組の者ともは右役人に對し不敬無之丁寧に取扱いたし船中可成丈相當の用便をなすへし夜中は日本役所より許しなくして荷卸すへからず荷揚前船々出入口荷物仕舞置戸口メリ口とも夜中は日本役人錠を卸或は印封^{*16}し夫々の取締をなし置へし萬一許しなく是を開き又は錠印封を破り品物を引出等のものは其の犯せる人ことに三百二十四フランクの過料を日本役所へ取立へし

日本役所へ當然の差出書を出さずして荷卸いたし或は其事を謀れる品々は次の條に定たる通取押へ日本役所へ取上へし

荷物の中積荷目録に載さる品々を取隠し置収納を減せんと仕組たる者は其品を日本役所へ取上へし

日本の開かさる港にて密賣買をなすは勿論其仕組有の佛蘭西船は其品を日本役所に取上の上犯せることに五千四百フランクの過料を納むへし

修復のため入津の船々は運上なく積荷を陸揚し日本役所へ預るへしといへとも藏敷作事並番人等の諸入用は相當の償を出すへし

若其荷物の内を賣拂ふ時は其荷物丈は規定の通日本役所へ運上を納むへし

積荷を同港内の他船へ移す時は日本役人見分の上事情明白に相分り免狀を受る上は定の運上なし

阿片の輸入は禁制なる故若日本に商賣に來る佛蘭西船阿片の量目三斤以上船中に所持する時其餘量は日本司人取上へし且阿片を密商し或は其事を謀る輩は阿片一斤ことに八十一フランクの過料を日本役所へ取立へし

第二則は、陸揚げ前の船荷の取扱い等について定めている。具体的には、

- (1) 日本の税関は、その職員を入港船舶に乗船させる権限を有することを定めた上で、
- (2) 一般に夜間の陸揚げは禁止であること、夜間は船倉口その他の船荷収納場所への出入口を厳格に封鎖し税関職員が監視すること、封鎖を破壊した場合は罰金を科すこと
- (3) 積荷目録上未申告の商品を隠匿し関税を脱税しようとした場合は商品を没収すること、未開港の日本の港において密輸を行い又は商品を持ち込もうとした場合は商品を没収し高額の罰金を科すこと
- (4) 修理対象となった船舶からの陸揚げには関税納

付は不要だが、陸揚げ荷物は日本税関の監視下に置かれ、倉庫保管や作業・監視に必要な費用は当該船舶側が支払うこと

- (5) 船荷の他の船舶への積替えには税関が検査の上で許可を与えた場合には関税がかからないこと
- (6) 阿片の輸入は禁止とし、フランス船舶が船内に3斤を超える阿片を保有していた場合、3斤超の部分は没収・破壊の対象となることや、アヘン密輸に罰金を科すこと

を定めている。特に、**3** (3) で述べたように条約交渉過程で日本の求めで阿片輸入禁止が明文化されたことは、その後の我が国の健全な社会の発展に大いに貢献したと思われる^{*17}。

(注) 文中意見にわたる部分は筆者の個人的な見解であり、筆者の属する組織の見解ではありません。なお、文中の日付は旧暦は用いず、すべて太陽暦を用いています（ただし、日仏条約の条文掲載部分において旧暦が使用されている場合はそのまま旧暦で掲載）。

（付録）日仏修好通商条約の仏文（フランス外務省外交史料館所蔵）（第16条から第22条まで）

Article Seize.

Si un bâtiment Français venait à naufrager ou à être jeté sur les côtes de l'Empire du Japon, ou s'il était forcé de chercher un refuge dans quelque port des domaines de Sa Majesté l'Empereur du Japon, les autorités Japonaises compétentes ayant connaissance du fait, donneraient immédiatement à ce bâtiment toute l'assistance possible. Les personnes du bord seraient traitées avec bienveillance, et on leur fournirait si cela était nécessaire, les moyens de se rendre au Consulat Français le plus voisin.

Article Dix sept.

Des fournitures à l'usage des bâtiments de guerre français pourront être débarquées à Kanagawa, à Hakodadi et à Nagasaki et placées en magasins à terre, sous la garde d'un employé du Gouvernement français, sans avoir à payer de droits ; mais si ces fournitures étaient vendues à des Japonais ou à des étrangers, l'acquéreur paierait aux autorités Japonaises compétentes la valeur des droits qui y seraient applicables.

*16) フランス外務省外交史料館所蔵のもう一通の漢字かな混じり文も「印封」と規定しているが、日本の条約集（締盟各国条約彙纂第一編307頁）では「封印」の字が使われている。また、貿易章程のこの後の条文でもこの違いが見られる。

*17) グロ男爵が日本との交渉を終えた直後の1858年11月24日に締結した清仏間の関税表及び貿易規則では、阿片輸入には1担（50kg）当たり30両（テール）の輸入税が課され、売買は港でしか行えず、中国内には中国人が中国人の所有権下でしか持ち込めないとの制限が課されるも、輸入自身は禁止されなかった。

Article Dix huit.

Si quelque Japonais venait à ne pas payer ce qu'il doit à des sujets Français ou si il^{*18} se cachait frauduleusement les autorités compétentes Japonaises^{*19} feraient tout ce qui dépendrait d'elles pour le traduire en justice et pour obtenir de lui le paiement de sa dette, et si quelque sujet Français se cachait frauduleusement ou manquait à payer ses dettes à un Japonais les autorités françaises feraient de même tout ce qui dépendrait d'elles pour amener le délinquant en justice et le forcer à payer ce qu'il devrait.

Ni les autorités Françaises ni les autorités Japonaises ne seront responsables du paiement de dettes contractées par des sujets Français ou Japonais.

Article Dix neuf.

Il est expressément stipulé que le Gouvernement Français et ses sujets jouiront librement, à dater du jour où le présent traité sera mis en vigueur, de tous les privilèges, immunités et avantages qui ont été ou qui seraient garantis à l'avenir par Sa Majesté l'Empereur du Japon au Gouvernement ou aux sujets de toute autre nation.

Article Vingt.

Il est également convenu que chacune des deux hautes parties contractantes pourra après en avoir prévenu l'autre, une année d'avance, à dater du quinze Aout mil huit cent soixante douze, ou après cette époque, demander la révision du présent traité pour y faire les modifications ou y insérer les amendements que l'expérience aurait démontrés nécessaires.

Article Vingt et un.

Toute communication officielle adressée par l'agent diplomatique de Sa Majesté l'Empereur des Français aux autorités Japonaises sera dorénavant écrite en Français. Cependant pour faciliter la prompt expédition des affaires, ces communications ainsi que celles des consuls de France au Japon, seront pendant une période de cinq années, à dater de la signature du présent traité, accompagnées d'une traduction Japonaise.

Article Vingt deux.

Le présent traité de paix et d'amitié et de commerce^{*20} sera ratifié par Sa Majesté l'Empereur des Français et par Sa Majesté l'Empereur du Japon, et l'échange de ces ratifications aura lieu à Yédo dans l'année qui suivra le jour de la signature.

Il est convenu entre les hautes parties contractantes qu'au moment où le traité sera signé, le Plénipotentiaire français remettra aux Plénipotentiaires japonais deux textes en français du présent traité, comme de leur côté les Plénipotentiaires Japonais en remettront au Plénipotentiaire de France deux textes en Japonais. Ces quatre documents ont le même sens et la même portée ; mais pour plus de précision, il a été convenu qu'il serait annexé à chacun d'eux une version en langue Hollandaise qui en serait la traduction exacte, attendu que de part et d'autre cette langue peut être facilement comprise, et il est également convenu que dans le cas où interprétation différente serait donnée au même article français et Japonais, ce serait alors la version hollandaise qui ferait foi.

Il est aussi convenu que la version Hollandaise ne différera en aucune manière quant au fond, des textes Hollandais qui font partie des traités conclus récemment par le Japon avec les Etats-Unis d'Amérique, l'Angleterre et la Russie.

Dans le cas où l'échange des ratifications n'aurait pas eu lieu avant le quinze Aout dix huit cent cinquante neuf, le présent traité n'en serait pas moins mis à exécution à dater de ce jour là.

En foi de quoi les Plénipotentiaires respectifs ont signé le présent traité et y ont apposé leurs cachets.

Fait à Yédo le neuf Octobre mil huit cent cinquante huit, correspondant au troisième jour du neuvième mois de la cinquième année du Nengo-Anchaï dite l'année du Cheval.

Cachet et signature (Baron GROS)

Signature (Midzounó Ikigougono Kami)

Signature (Nagaï hguembano Kami)

Signature (Ynouïé Schinanono Kami)

Signature (Hori Oribeno Kami)

Signature (louaché fingouno Kami)

Signature (Nonoyama Shozo)

(お詫び) 8月号掲載分のうち、29頁の4 (1) の【仏文 (現代語仮訳)】中「フランス人民皇帝陛下及び日本皇帝陛下との間」とあるのは「フランス人民皇帝陛下及び日本皇帝陛下の間」の、30頁の4 (2) の【仏文 (現代語仮訳)】中「人の及び財産」とあるのは「人及び財産」の、33頁の(ア)及び注22において「1859年1月1日」とあるのは「1859年8月15日」のそれぞれ誤りでした。また、同34頁及び35頁の付録中、条約の表題のdu Japonの後ろ並びに条数のArticle Premier、Article Deux及びArticle Troisの後ろに「。」(ピリオド)が抜けていました。お詫びの上訂正します。

* 18) 通常s'ilとなるはずだがフランス外務省外交史料館所蔵のもう一通の仏文でもsi ilと記述されている。

* 19) 本稿掲載の仏文版の他の条、フランス外務省外交史料館所蔵のもう一通の仏文版、日本の条約集 (締盟各国条約彙纂第一編301頁) ではles autorités Japonaises compétentes又はles autorités japonaises compétentesと記述されており、本稿掲載の仏文版の第18条のみ語順が異なっている。

* 20) フランス外務省外交史料館所蔵のもう一通の仏文ではLe présent traité de paix, d'amitié et de commerceと記述されている。